

平成29年9月三種町議会定例会会議録

平成29年9月13日三種町議会を三種町議会議場に招集した。

一、出席した議員は、次のとおりである。

1 番	大 澤 和 雄	2 番	宮 田 幹 保
3 番	安 藤 賢 藏	4 番	三 浦 敦
5 番	清 水 欣 也	6 番	工 藤 秀 明
7 番	高 橋 満	8 番	
9 番	鈴 木 一 幸	10 番	小 澤 高 道
11 番	成 田 光 一	12 番	加 藤 彦次郎
13 番	後 藤 栄美子	14 番	堺 谷 直 樹
15 番	伊 藤 千 作	16 番	平 賀 真
17 番	児 玉 信 長	18 番	金 子 芳 継

一、欠席した議員は、次のとおりである。
なし

一、遅参した議員は、次のとおりである。
なし

一、早退した議員は、次のとおりである。
なし

一、地方自治法第121条の規定により、説明員として出席を求めた者並びに委任を受け出席した者は、次のとおりである。

町 長	三 浦 正 隆	副 町 長	高 堂 弘 道
教 育 長	鎌 田 義 人	総 務 課 長	腰 丸 豊
企 画 政 策 課 長	相 原 信 孝	税 務 課 長	岡 部 衛
町 民 生 活 課 長	川 村 義 之	福 祉 課 長	加 賀 谷 司
健 康 推 進 課 長	佐々木里史	農 林 課 長	眞 川 信 一
商工観光交流課長	吉 田 正 秋	建 設 課 長	高 橋 善 浩
上 下 水 道 課 長	近 藤 吉 弘	琴 丘 総 合 支 所 長	高 橋 泉
山 本 総 合 支 所 長	山 田 幸 樹	会 計 課 長	櫻 庭 一 則
教 育 次 長	畠 山 広 栄	代 表 監 査 委 員	門 間 芳 継
農 業 委 員 会 事 務 局 長	信 太 清 勝		

一、本会議の書記及び職務のため出席した職員は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	桜 庭 勇 樹	議 会 事 務 局 長 補 佐	平 澤 仁 美
議 会 事 務 局 主 査	池 内 和 人		

一、議事日程

平成29年9月12日（火）

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	議長の諸報告
日程第4	町長の行政報告
日程第5	産業建設常任委員長の所管事務調査報告
日程第6	広報広聴常任委員長の所管事務調査報告
日程第7	請願・陳情等（陳情第6号～陳情第8号）の委員会付託
日程第8	議案の上程 報告第6号～議案第80号 （提案理由の説明・町長） （決算状況の説明・会計管理者及び上下水道課長） （決算審査の報告・代表監査委員）
日程第9	平成28年度各会計決算議案（議案第60号～議案第70号）の委員会付託
日程第10	一般質問

平成29年9月13日（水）

日程第10	一般質問
-------	------

平成29年9月22日（金）

日程第11	報告第6号	専決処分の報告について（公用車（消防車両）接触事故に係る和解及び損害賠償の額の決定に関する件）
日程第12	報告第7号	専決処分の報告について（道路構造物（側溝蓋）の破損により発生した車両被害に係る和解及び損害賠償の額の決定に関する件）
日程第13	報告第8号	平成28年度財政の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
追加日程第1	報告第9号	専決処分の報告について（公用車接触事故に係る和解及び損害賠償の額の決定に関する件）
日程第14	承認第9号	専決処分の承認を求めることについて（平成29年度三種町一般会計補正予算）
日程第15	議案第57号	三種町介護保険条例の一部改正について
日程第16	議案第58号	三種町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例等の一部改正について
日程第17	議案第59号	財産の購入について
日程第18	議案第60号	平成28年度三種町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 1 9	議案第 6 1 号	平成 2 8 年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 0	議案第 6 2 号	平成 2 8 年度三種町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 1	議案第 6 3 号	平成 2 8 年度三種町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 2	議案第 6 4 号	平成 2 8 年度三種町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 3	議案第 6 5 号	平成 2 8 年度三種町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 4	議案第 6 6 号	平成 2 8 年度三種町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 5	議案第 6 7 号	平成 2 8 年度三種町衛生処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 6	議案第 6 8 号	平成 2 8 年度三種町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 7	議案第 6 9 号	平成 2 8 年度三種町国民健康保険診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 8	議案第 7 0 号	平成 2 8 年度三種町水道事業会計決算の認定について
日程第 2 9	議案第 7 1 号	平成 2 9 年度三種町一般会計予算の補正について
日程第 3 0	議案第 7 2 号	平成 2 9 年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について
日程第 3 1	議案第 7 3 号	平成 2 9 年度三種町後期高齢者医療特別会計予算の補正について
日程第 3 2	議案第 7 4 号	平成 2 9 年度三種町公共下水道事業特別会計予算の補正について
日程第 3 3	議案第 7 5 号	平成 2 9 年度三種町農業集落排水事業特別会計予算の補正について
日程第 3 4	議案第 7 6 号	平成 2 9 年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算の補正について
日程第 3 5	議案第 7 7 号	平成 2 9 年度三種町介護サービス事業勘定特別会計予算の補正について
日程第 3 6	議案第 7 8 号	平成 2 9 年度三種町衛生処理事業特別会計予算の補正について
日程第 3 7	議案第 7 9 号	平成 2 9 年度三種町温泉事業特別会計予算の補正について
日程第 3 8	議案第 8 0 号	平成 2 9 年度三種町水道事業会計予算の補正について
日程第 3 9	陳情第 3 号の 1	新たに進出予定の養豚場の悪臭防止等に関し厳しい対応を求めることについて（陳情）

日程第 4 0	陳情第 3 号の 2	新たに進出予定の養豚場の悪臭防止等に関し厳しい対応を求めることについて（陳情）
日程第 4 1	陳情第 6 号	地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての陳情
日程第 4 2	陳情第 7 号	「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について（依頼）
日程第 4 3	陳情第 8 号	「共謀罪(組織犯罪処罰法)の廃止を求める意見書」提出について陳情
日程第 4 4	議会運営委員会の閉会中の継続調査の件	
日程第 4 5	広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査の件	

一、本日の会議に付した事件
日程に同じ

議長 金子芳継は、平成 2 9 年 9 月 1 3 日、出席議員が定足数に達したので、本会議を開会する旨宣告した。（午前 1 0 時 0 0 分 開会）

議長 （ 金子芳継 ）
おはようございます。
本日の会議を開きます。
本日の出席議員数は 1 7 名であり、定足数に達しております。
日程第 1 0．昨日に引き続き、一般質問を行います。
順次発言を許します。1 番、大澤和雄議員。1 番。
1 番 （ 大澤和雄 ）
私からはさきに通告してあります 2 点について質問させていただきます。
まず初めに、公共施設へのネーミングライツの導入についてであります。
ネーミングライツとは自治体が所有する施設等に企業名や商品名などの愛称をつけることができる権利、いわゆる命名権であります。愛称をつけていただくかわりに契約したネーミングライツ事業者からネーミングライツ料を受けるもので、施設等の良好な運営につなげるとともに民間の知恵やノウハウ等を活用し、当該施設等の魅力向上につなげるというものであります。本町でも地域の活力を維持、発展させるため、町内のスポーツ施設、文化施設、公園など、主に町民が利用している公共施設に愛称を提案してもらう手法のいわゆる「提案型ネーミングライツ」の導入を検討してみてもどうかと考えておりますが、対応にについて伺いたいと思います。
ネーミングライツの契約が成立した場合、町としてはネーミングライツ料の収入のほか、当該施設の維持、修繕に要する経費の節減につながります。また、ネーミングライツ事業者のメリットとして、当該事業者のホームページでの広報や各種大会の企画や協賛、地域貢献活動の実施やイベントの企画

等の提案など、地域や自治体と一体となった活動を展開できることになり
ます。現在ネーミングライツは県や大規模な都市で導入されておりますが、本
町でも施設の知名度、集客力、サービス向上を図ることを目的として導入を
検討してみてもどうかと考えておりますが、対応について伺いたいと思いま
す。

次に、２点目の介護保険料滞納によるペナルティーの改善についてであり
ます。

介護保険料の特別徴収の対象とならない、いわゆる年金額１８万円以下の
低年金の方や無年金で生活に困窮する方の納付率、滞納額とも全国的に悪化
傾向にあると言われております。これは何よりも介護保険料が見直しごとに
引き上げられ、払い切れず滞納につながっているものであります。

本町でも平成２８年度三種町一般会計・特別会計決算審査の収入未済額集
計表を見ますと、介護保険事業特別会計の普通徴集保険料の平成２７年度の
収入未済額、これが５９６万１，５４５円、平成２８年度が７１７万４０７
円と、１２０万８，８６２円増加しております。

介護保険料を滞納した場合、要介護者にペナルティーが課せられることにな
っております。このペナルティーは介護保険料を滞納したときではなく、
病気など何らかの事情によって介護が必要となり、要介護認定を受けたとき
から課せられることになっております。介護保険料の滞納期間に応じて、
１、１年を超えると一旦全額自己負担をし、後に償還払い、２、１年６カ月
を超えると保険料納付の全部または一部差しとめ、３、２年を経過して時効
消滅した保険料がある場合は、その期間に応じて自己負担割合の１割から３
割への引き上げなどのペナルティーを利用者に課すことになっております。
しかしながら滞納には低所得者による生活困窮が背景にあり、ペナルティー
をできるだけ回避して、安心して介護を受けられるよう改善していかなけれ
ばならないと考えております。滞納期間が２年以内であれば遡及して支払う
ことでペナルティーを避けることができるとしても、時効消滅した保険料が
ある場合はペナルティーを避ける方法がなくなります。また、特別の事情が
ある場合はペナルティーの対象外となる旨が規定されておりますが、恒常的
な低所得者はこれに含まれておりません。自治体が、低所得者ゆえに保険料
が納付できないと判断して滞納処分を停止した者に対しても、結果として保
険料が時効消滅していれば自治体はペナルティーを行わざるを得ないという
事例も出ていていると言われております。つまりペナルティーの判断に自治体の
裁量はほとんどなく、国の基準に従うしかないというのが実情であると言わ
れております。これらのことに対して本町ではどのように対応しているの
か、これについて伺いたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

議長（金子芳継）

１番、大澤和雄議員の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町長（三浦正隆）

おはようございます。

１番、大澤和雄議員のご質問にお答えしたいと思います。

最初に、１点目のご質問「公共施設へのネーミングライツ導入」でござい
ますけれども、ネーミングライツは、スポンサー企業等から対価を支払って
いただき、自治体所有のスポーツ施設や文化施設などの公共施設に愛称とし
て社名や商品名などを付す、いわゆる「命名権」のことです。

スポンサー企業等の募集に当たっては、ご質問にあります「提案型ネーミ
ングライツ」のように、スポンサー側で命名権が欲しい施設を選択し、施設
の魅力向上につながるノウハウやアイデアなども含めて提案をいただく手法
などがございます。

公共施設では、２００３年に味の素が東京スタジアムの名称を購入したの
が最初であり、その後、大都市を中心としてスポーツ施設や文化施設を中心
に導入されてきております。

県内でも、秋田市の「八橋球場」が「さきがけ八橋球場」に、そしてまた
「八橋運動公園球技場」が「あきぎんスタジアム」になっておりますし、
「市立体育館」が「ＣＮＡアリーナあきた」になっております。それから
「市立図書館」が「ほくとライブラリー」に変わっております。また、大館
市では「樹海ドーム」が「ニプロハチ公ドーム」と愛称が付されております。

ネーミングライツは、安定的な財源確保により持続可能な施設運営に資す
ることのできる方法であり、民間の資源やノウハウを活用することで施設の
魅力を高めることや、自治体と企業・団体による共同・協賛事業が行われ、
地域の活性化を図ることが期待されております。

この一方で、「企業や商品名だけが目立ち、どのような施設かわからなくな
る」、または「短期間で名称が変わり、混乱を招く」、そしてまた、ある
いは「地域に根ざした施設ほど住民の理解・合意が得られにくい」、または
「契約した企業が社会的な問題を起こした場合には、施設のイメージダウン
になる」などの問題点も指摘されてございます。

高い契約金額や多くの応募団体が見込める都道府県や大規模都市に位置す
る自治体、また、プロスポーツチームのホームスタジアムなどの施設を保有
する自治体などは、施設の管理運営費捻出策としては大変有効であると言え
るかと思っておりますけれども、本町のような地方の小規模自治体にとっては、果
たして地元企業等の応募があるのかどうか心配されるところもあります。ま
た、高い契約金額も望めない中で、ネーミングライツ導入に伴う看板の取り
かえや、例えばパンフレット等の刷り直し等の新たな経費の発生、また、施
設名称の変更による地域への影響も懸念されるところでございます。

まずは、ネーミングライツ導入自治体の事例や関連する情報収集に努め、
研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、介護保険料関係の質問にお答えします。

介護保険料の滞納状況について申し上げますと、平成２６年度末での滞納者数は１１６名の６５３万６，０００円、そして平成２７年度末では１２０名の７２８万２，０００円、先ほど議員がご指摘のとおりでございます。前年度比で１１．４％の増でございまして、平成２８年度末では１１７名の８５９万４，０００円、前年度比１８．８％の増となっております。

滞納者数につきましては大きな増減はございませんが、滞納額につきましては、全国的にも見られるように増加傾向にあります。

滞納者への対応といたしましては、納付書や催告書の送付に加えまして、戸別訪問により、納付についてのお願いをしております。しかしながら、複数年にわたり滞納がある方につきましては、介護保険料以外のそのほかの町税等の未納もございまして納付に至らない場合もありますが、今後も粘り強くお願いをしてまいりたいと考えております。

また、介護保険料滞納者の給付の制限でございますけれども、滞納期間に応じましてサービス費用全額を利用者が負担する「支払方法の変更」や、保険給付が一時的に支払われなくなる「保険給付の一時差しとめ」がございす。これにつきましては、滞納額を納付していただくことで解消されますので、介護保険者証の交付手続などの段階で丁寧に説明することにより、滞納が解消されるケースが多くあります。

また、過去１０年以内に不納欠損された介護保険料がある場合には、その期間に応じ、利用者負担が３割となる「給付額の減額」がございす。これにつきましては、不納欠損により納付義務自体も消滅しておりますので、介護保険料納付により解消するということとはできないこととなります。

いずれも、国の基準に基づきまして全国的に実施されている制度でありますので、三種町も同様となっております。今後も国や他の市町村の状況を見ながら適切に対処してまいりたいと考えております。

参考までに申し上げますと、８月３１日現在の実績では、「支払い方法の変更者」の該当者は４名でありますけれども、介護サービスの利用実績はございません。

また、「給付額の減額」の該当者は３名でありまして、１名の方が１カ月デイサービスを利用した実績がございすが、その他につきましては介護サービスの利用実績はない状況となっております。

議長（金子芳継）

当局の答弁が終わりました。

１番、大澤和雄議員の再質問を許します。１番。

１番（大澤和雄）

まず初めに、公共施設へのネーミングライツ導入についてでありますけれども、今町長が答弁したとおり、地方の町村の自治体というのは、私もインターネットで調べましたけれども、神奈川県の中井町というところと、いずれ２町しかなかったんです。町長がおっしゃるようにメリットもあれば、またデメリットといいますか、そういう部分もあると思います。ただ、この中

井町の事例、ネーミングライツの募集要項を見ますと、看板等の建てかえ等の工事については、発生した場合はそちらのネーミングライツ事業者が持つという募集要領にしているんですよね。ですからいろんな方法はあると思います。なかなか大規模な都市ではもうどんどん進んでいるようですが、実際町村では思ったほど進んでいない。いわゆるそれにかかわる経費のほうにより増しで、また果たして提案してくる事業者が町村に対していいのかどうかという心配ももちろん当然あると思います。行政報告にもあったようにいわゆる合併の地方交付税一本化で税収も地方交付税も減額されてくるという中で、何かやはり他の自治体ももちろん何らかの収入を確保したいということでこういうネーミングライツ事業に参入しているということもあって、ぜひともこれから情報収集して、この導入に向けてやっていただければなと思います。特に三種町の場合はスカルパ野球場とかすばらしい施設がありますので、手を挙げてくれる事業者、地域でなくても、例えば今町長がおっしゃったようなところはほとんどあきぎん、あるいは北都銀行、魁新報などで、そういう方はその後にトラブルがあるという心配はまずない事業者だと思います。そういう面では名乗りを上げてもいいほどの立派な施設もあることですし、そういうこともちょっと思って、三種町はもしかしたら全県で初めての導入になるのかなと、できるのかなということも思いました。その辺、町長がおっしゃったように結構全国的には、例えば優良企業だと思ったその企業が問題になって、それでイメージダウンした、あるいは３年以上の契約なんだけれども、契約が過ぎたら、愛称なんですけれども一応施設名はかわりませんが、愛称をまずやることによって、それがまた住民から逆に違和感が出たり同意が得られないとか、やっぱりいろんな問題もあるようですけれども、メリットがあるようであればそういうことを情報収集に努めて検討していただければと思っています。

これについては、そういうことをもう一度ちょっとそういう方向で検討していられるのかどうか、ちょっと伺いたいんですけれども。

議長（金子芳継）

町長。

町長（三浦正隆）

ただいま大澤議員がおっしゃったようにあきぎんスタジアムだとか北都ライブラリーだとか、県内の上場しているような主要な企業であればそういう問題はないだろうと思いますので、本町で少しこれからそういう可能性はないかどうか検討してみたいと考えています。ありがとうございました。

議長（金子芳継）

１番。

１番（大澤和雄）

わかりました。

次の介護保険料滞納によるペナルティーの改善ですが、確かに壇上でも私もお話ししたように、また町長の答弁にもありましたように収入未済が増加

しているところで、これはやっぱり監査委員の報告にもありますように、もちろん滞納の解消に努めていかなければならないということはそのとおりだと思います。

町長、今ペナルティーの人数が何名かということなんですけれども、そうするとこの壇上で言った１年を超えると全額自己負担、後の償還払い、あるいは１年６カ月を超えると保険料は全部、一部差しとめ、２年経過して時効消滅した場合の負担割合を１割から３割の引き上げなど、この人数は先ほどほんの何名とかという答弁があったが、それは平成２８年度であればどのぐらいの人数が該当なさっている方がいるのかどうか。

議長（金子芳継）
福祉課長。

福祉課長（加賀谷 司）
お答えいたします。

町長答弁のとおり、平成２９年８月３１日の実績で、支払い方法の変更該当者４名、サービスの利用はございません。時効で給付の減額等に該当される方が、３割負担される方ですけれども、この方が３名、計７名でございます。なお、給付額の減額に該当される方で、３名のうち１名が１カ月だけデイサービスを利用されています。このときに３割負担で利用して、後は全くの利用はございません。

以上です。

議長（金子芳継）
１番。

１番（大澤和雄）
わかりました。

そうすると私、今後三種町の実態というのはどうなのかなというところを正確に今までわからなかったので、そうすると非常に思ったよりもそういう方が少ないなと思っております。要介護者が平成２８年度の介護保険状況を見ましても１号被用で１，５２７人ですから、そういった中で、そんなに大変な低所得者で無年金とかで介護を受けられないという方が思ったよりも少ないとか、それなりに対応してくれているのかなと少し安心しました。ただ、特に滞納につながるのが、いわゆる第６期で保険料がまずどんと値上がりしたということが非常に私は一つの要因ではないかと思います。今度平成２９年度でたしか第６期が終わって、平成３０年度からまた第７期が始まるのではないかと思いますけれども、その場合に今第６期で値上がりして、第７期でまた値上がりするとますます滞納者がふえるのではないかという心配がありますけれども、このことについては今後どういう推計でいくのか伺いたいんですけれども。

議長（金子芳継）
福祉課長。

福祉課長（加賀谷 司）

現在第７期の介護保険計画を策定中でございます。できればいろいろまず介護施設の増加等を加味しまして、それから財政状況を加味しまして介護保険料平成３０年度からの３年分を今年度策定するわけございまして、今の時点で介護保険料がどのようになるかということについては正確に申し上げられませんが、６期計画でも三種町は非常に高い水準でございましたので、７期計画におきましても異常な値上がりということは避けたいとは考えております。ただ、現状を申しますと、介護老健ですとか、特別養護老人ホームの増床ですとか、いろいろ加味いたしますと多少の増加は避けられないのではないかというのが私個人的な考え方でございます。

議長（金子芳継）
１番。

１番（大澤和雄）

保険料の滞納については、特に特別の事情があった場合はいろいろそれなりに対応できるのでしょうかけれども、ただ、低所得者の場合、恒常的な低所得者というのは特別な事情には入らないと。何よりもやはり介護保険料が値上がるとますますやはり滞納が多くなるということで、非常に私も心配しているんです。

介護保険の状況を見ますと、１年間要介護者の数もほとんど１年間横ばいというか、介護保険事業もいわゆる平成２６年度は２８億円とピークだったんですけれども、それから平成２７年、２８年、会計の総額は歳入歳出とも若干下がってきて、これ以上はそんなには大変な額になっていくということはないのではないかなと、ほぼこのぐらいの推移でいくのかなと思っています。そうするとそんなに極端な値上がりということにはならないのかなとちょっと楽観的に思っているんですけれども、ただ、厚労省では見直しごとに全国平均でかなり値上がりするだろうと、そういう推移をやっぱり示しているんですよ。ですから非常に私もちょっと心配なところもあるんですけれども、いずれその辺、できるだけ利用者に負担にならないような、そういう計画をぜひとも練ってほしいと思います。ただ、国保会計と介護会計が逆転するぐらい介護事業も膨らんで大変だとは思いますが。そういう中でやはりまず介護にかからない、地域で支え合うということも非常に大切なことだと思います。結局どうしてもきめ細かな対応をしているから１，５２７人、いわゆる要介護認定者数が非常に多いんですけれども、これは恐らく他町村の人口割合から見てもかなり高いほうなのではないかなと思います。その辺はどうなんでしょうか。

議長（金子芳継）
福祉課長。

福祉課長（加賀谷 司）
手元に正確な資料を持っておりませんので、後で答弁します。

議長（金子芳継）
１番。

1 番 （ 大澤和雄 ）

私、何年か前に地域で介護の勉強会をやったときに大湊村の先生が来て、三種町のいわゆる要介護認定者数というのは潟上市の人数と同じだと、何年か前で今はどうなのかはわからないんですけども、そういうことを言われまして、それがやはり保険料の値上がりにもつながっている。それが当然低年金や普通徴収の方のまた滞納につながるということもちょっと非常に勉強して考えさせられたことがあるんです。だからその分きめ細かな介護事業の対応をしているということでもあるんですけども、滞納に限らず、とにかく介護にかからなくても地域の支えで元気でいられるということが何よりも保険料そのものを抑えることにも一番つながっていくと思います。そういうこともぜひとも対応していただければなと思います。

1 つだけ伺いたいんですが、境界層該当者の負担軽減というのがあるんですけども、先ほどの話では該当の方はいないようなんです。そういういわゆる境界層該当者の負担軽減、保険料などの負担で生活保護が必要となる人の負担軽減の制度ということで、保険料を滞納して利用料が 3 割負担になるなど給付制限を受けた人が、これを払えば生活保護が必要となる場合も境界層該当者となるという制度があるということを書いていますけれども、三種町にもこういうことに該当する方がいらっしゃるのかどうか、その辺、ちょっと伺いたいんですけども。

議 長 （ 金子芳継 ）

福祉課長。

福祉課長 （ 加賀谷 司 ）

済みません。それにつきましても資料がございませんので、後ほど答弁させていただきます。

議 長 （ 金子芳継 ）

1 番。

1 番 （ 大澤和雄 ）

わかりました。では、後ほど。

いずれ無年金、低所得者、生活困窮する方が全国的にふえているということで、町長もおっしゃったように町が単独でそれに給付を、保険料の停止とかをやっても、これは国の基準というのがあって、なかなかそれは町独自の柔軟な対応といってもなかなかできかねるということのようでしたけれども、いずれ他の自治体の事例なども見て、できるだけ安心して介護を受けられる、そして、もちろん納付の相談も訪問まで行っていращやるようなんですけれども、そういう個々の事情なども十分お聞きしながら慎重な対応をしてやっていただければなと思います。

以上で終わります。

議 長 （ 金子芳継 ）

以上で 1 番、大澤和雄議員の一般質問を終わります。

保留されております答弁は後ほど答弁しますので、よろしくお願いしま

す。

次に、1 5 番、伊藤千作議員の一般質問を許します。1 5 番。

1 5 番 （ 伊藤千作 ）

それでは、一般質問を行います。

第 1 として、来年 4 月からの国保都道府県単位化の問題についてであります。

新制度が始まると国保財政の流れは次のように、1 つとしては、都道府県が国保事業に必要な費用を各市町村に納付金として割り当てる。2 つ目としては、市町村が住民に保険料を賦課徴収し、集めた保険料を都道府県に納付する。そして、3 つ目は、都道府県が保険給付に必要な財源を交付金として市町村に拠出するとなり、市町村が住民にどれだけ国保税を課すかは、各市町村が都道府県からどれだけ納付金を割り当てられるかに左右されることとなります。来年 4 月からの国保都道府県単位化に向け、県は国保運営方針を策定している途中ですけれども、この運営方針に何が書き込まれるかで今後の国保のあり方が大きく影響してきます。現在はパブリックコメント中であり、また、各市町村からの意見募集を行っている段階であります。「払える国保税にする」「必要なときに誰でも病院にかかれる」など、国保を社会保障としての役割を果たせるようにしていくためにも現在の取り組みが重要であります。

市町村の法定外繰り入れについては、あくまでも市町村の判断が尊重されると国会答弁や県議会予算特別委員会総括審査でも確認されておりますが、方針案では「県が判断」としており、市町村自治を無視し、法定外繰り入れをなくしていくという国の意向を酌む内容になっております。また、財政安定化基金の運用も対象を狭くせず、使いやすくすることや無理な財政運営計画にならないようにしなければなりません。収納率向上に向けた取り組みでも収納強化だけが強調されており、減免など負担軽減や被保険者の生活や医療を受ける権利の保障などの視点が欠けている内容となっております。

国のガイドラインにもあるように、「都道府県国保運営方針」は、あくまでも技術的助言であること。保険料賦課決定等権限及び予算決定権は、これまでどおり市町村にあり、そのことを明記することが求められております。

これらの改善について、町当局として県へ意見を述べ、その実現に力を尽くすべきだと思います。都道府県化で来年の夏の国保税は、どのように推移していくのでしょうか。

2 つ目としては、奨学金制度の拡充についてであります。

今の学生は半数以上が奨学金を利用し、しかも借りている額は月に 8 万円から 1 2 万円、中には月 1 7 万円以上借りている学生もいます。そして彼らは卒業後の返済に大きな不安を抱えています。

返済が困難になるとどうということが起きるかという、現在、延滞した奨学金返済は債権回収専門会社によって回収業務が行われています。電話や手紙のほか、自宅への訪問などが行われ、また連帯保証人への電話催促なども

行われるため、返済に困っている若者には大きな圧力となります。滞納が3カ月過ぎると、奨学生個人情報機関に登録され、これは「ブラックリスト」で、登録されるとカードがつかれない、ローンが組めないなど、社会生活にさまざまな影響を及ぼします。

また、滞納すると、すぐに年5%の延滞金が課せられますので、少しずつ返しても、まず延滞金の支払いに充てられ、なかなか元本が減りません。

滞納者の80%が年収300万円以下ですから、返そうと思っても返せないに人に容赦なく延滞金をつけ、必死に返済してもなかなか元本が減らないというシステムは、到底奨学金の名に値しないのではないのでしょうか。

制度の改善に向けて、「給付型奨学金の導入」や「貸与奨学金は有利子から無利子へ」、返済時の延滞金の廃止。また、返済猶予期限10年の撤廃。どんなに低所得であっても10年を過ぎれば返済をしなければならないのでは、経済的に苦しい若者をさらに追い込むことになります。

また、各地で取り組んでいるところもある「中小企業の奨学金返済支援制度に対する補助」も考えてみたらどうでしょうか。この制度は、中小企業の人材確保を進めるとともに、「若年層の県内就職や定着」の促進を図るため、大きな負担となっている「大卒若年層」の奨学金返済を支援している中小企業に補助を行うものであります。

次に3つ目として、要介護者への「障害者控除認定書」発行の促進についてであります。

所得税法では、障害者や寡婦、勤労学生といった特別の事情を抱える人を対象にした特別人的控除が認められています。

障害者控除では、身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳の発行を受けている人などが該当し、重度の障害がある特別障害者は40万円、ほかの障害者は27万円の控除を受けることができます。

障害者手帳を持っていなくても、要介護認定などを受け、障害の程度が障害者に準ずる65歳以上の方も、町長などの認定を受ければ控除の対象となります。しかし、このことが意外と知られていないのではないのでしょうか。

当町はこの「認定書」を発行しているのでしょうか。発行しているとすれば、どのような認定基準になっているのでしょうか。

もし、やっていないとすれば、障害者控除に該当する要介護認定者に漏れなく認定書が発行される鍵は、本人や扶養家族が申請しなければ発行されないという今のシステムを変えることが重要だと思います。

以上3点に当たって、壇上からの質問といたします。

議長（金子芳継）

15番、伊藤千作議員の壇上での質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。町長。

町長（三浦正隆）

15番、伊藤千作議員のご質問にお答えします。

初めに、秋田県国民健康保険運営方針案についてお答えします。

この運営方針案の策定に当たっては、国のガイドラインに沿いながら、秋田県全体の財政運営及び市町村の国民健康保険事業の効率的な運営の推進を図ることが必要とされております。策定に当たっては、昨年4月から、県を初め市町村担当で構成する作業部会及び関係機関との協議を重ねてきたものであり、情報共有に努めるなど、共通認識のもと議論を重ねた上で策定されたものでございます。対象期間は平成30年度から32年度までの3年間となっておりますが、期間内であっても見直しを行う必要があると認められるときは、県と市町村が協議することになっております。

現在、この運営方針案につきましては、議員ご承知のように、市町村からの意見を聴取することになっており、町からの意見は9月11日までとなっております。

先般、開催された第2回三種町国民健康保険運営協議会の委員の方々にもご意見をお伺いしたところ、特段の要望はございませんでした。町といたしましては、これまで協議されている財政面や事業の効率化、構成市町村との均衡を図っていくものであることから、運営方針案に対して、意見を付すまでには至りませんでした。

なお、この運営方針案に対して、秋田県では県民からの意見、パブリックコメントを求めており、9月21日までに意見を提出することができます。

次に、都道府県化に伴う保険税の標準的な算定等についてお答えします。

県は、市町村ごとの国保事業費納付金を算定するに当たり、医療費水準と所得水準、この2つによる調整を行い、市町村には標準的な保険税率と事業費納付金を示してまいりますので、これらを参考にして町独自の保険税率を設定することになります。

6月定例会でもご説明しましたように、急激な引き上げを回避するための対応として、一般会計から「財政調整基金確保対策支援金」を3カ年計画しておりますので、今後の対策を講じながら、関係する予算と保険税率については、これまでどおり町が決定することになります。

また、収納率目標につきましては、国保財政の安定化、被保険者負担の公平性の観点から、被保険者1万人未満の収納率目標は94%以上と示されてございます。

なお、減免申請や低所得者に対しての負担軽減については、これまで同様対応してまいりますので、ご理解をお願いします。

3点目のご質問にお答えします。

障害者控除対象者認定書とは、身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳などの交付を受けていなくとも、介護認定の内容によって手帳を持っている方と同等に課税対象となる所得金額から一定の金額が控除されるものでございます。

町では、認定書の発行につきましては、「所得税法施行令」及び「三種町高齢者の障害者控除対象者認定に関する規定」に基づきまして、判定基準に応じて障害者または特別障害者として認定しております。

認定基準を申し上げますと、障害者控除認定対象者は、６５歳以上の方で、知的障害の「軽度または中度」、身体障害の場合は「３級から６級」に準じる方で、要介護認定１以上の方を認定しております。また、特別障害者控除認定対象者は、同じく６５歳以上の方で、知的障害の程度が「重度」、それから身体障害の場合は「１級から２級」、寝たきりの方や要介護認定４以上の方を認定しております。

周知の方法といたしましては、障害者手帳保持者等を除きまして、対象となられる方に毎年１月上旬に個別に通知及び申請書を発送いたしまして、申請のあった方に認定書を交付しております。

平成２８年度の実績を申し上げますと、対象者８５３件のうち交付件数が５４７件、未交付件数３０６件でございました。申請のなかった方は、非課税世帯の方であると認識してございます。

議長（金子芳継）

教育長。

教育長（鎌田義人）

私から１５番、伊藤千作議員の奨学金制度の拡充についてお答えいたします。

各市町村とも若者の人材確保は大きな課題であります。議員お話しの奨学金の返済支援もその一つであると思います。

日本学生支援機構によれば、４年間月額８万円の有利子奨学金の融資を受けて２０年間で返済する場合は、月額の返済額は１万６，２７０円とのことであります。

また、平成２７年度の奨学金の新規返還者の返還率は９７．４％で大部分の方々が返還されている状況です。正規の職について経済的に自立すれば、多くの方は計画的に返還していけるのではないかと考えております。

さらに、今年度から給付型奨学金事業の開始や、所得連動返還型奨学金を導入するなど、返還負担の軽減にも努めています。

町の奨学金については、将来を嘱望される人材であるにもかかわらず、経済的な理由により就学が困難な方に対して、無利子で学費を貸与するものであります。貸与額は、高等学校で月額２万円、高等専門学校１年生から３年生が月額３万円、高等専門学校４・５年生、それから専門学校、短期大学、また大学生は月額５万円であります。

また、入学一時金として、高等学校または高等専門学校の入学初年度に１０万円、専門学校、短期大学または大学生の入学初年度には３０万円であります。

償還方法は、貸し付け終了から６カ月経過した後に１０年以内に返還します。

現在の町の奨学金制度は、基金運用によって貸し付けているため、返還金が原資になることから「給付型奨学金」の導入は今のところ検討しておりません。

そこで、町の役割として若年層の定住促進を重視することが必要と認識し、「三種町奨学金返還助成制度」を平成３０年度から始める予定であります。

町に居住し、奨学金の貸与を受けていた学生が地域の企業等に就職した場合、奨学金の返還額の一部を助成する制度であります。平成２９年度の１０月から返還金が始まる方を対象に、平成３０年度から１０年間、最大９０万円の助成を実施するものであります。町内の若者の人材育成に大いに役割を果たすものと考えています。

なお、「中小企業の奨学金返済支援制度」については、県内企業の制度運用や定着具合なども十分注視しながら、今後の課題として受けとめさせていただきたいと思います。

議長（金子芳継）

当局の答弁が終わりました。

１５番、伊藤千作議員の再質問を許します。１５番。

１５番（伊藤千作）

まず国保都道府県化についてですが、市町村からの意見を募集しているんですけども、今の答弁では、さして意見がないので意見は述べていないということでありました。

国保制度が、保険料の急変を避けるということではいろんな批判、あるいはいろんな方策を今やっていて、国では厚労省が７月１０日に国保の都道府県化に向けた第３回目の試算方針を明らかにして、これは県とかに通知はしているんですけども、これまでの２回の試算では、市町村独自の法定外繰り入れは含まれなかったというのがこの間の国の方針でありました。今回第３回目の試算の最大の特徴は、保険料の急変を避けるためにいろんな公平、充当分は今度１，２００億円、まずそれを繰り入れ、医療費の伸びの低かった平成２９年度２月の診療分までその実績に反映させる。そして平成２８年度の法定外繰り入れや基金の取り崩しは、同額を平成２９年度に認めるというところに大いに変化してきております。これはいろんな各地からの意見、要望等々が出され、見直してきた結果であるだろうと思います。

私、県の方針で大きな問題だと思っているのは、今まで町村段階では、町で法定外繰り入れは保険税を抑えるとか引き上げないようにするというで、かなり頑張って法定外繰り入れをやってまいりました。しかし、この県の方針では、法定外繰り入れについてはその目的を次により県が判断する。この文章は、県が判断するということになっているんです。ということは、市町村が繰り入れたいと思っても、いや、県の方針はこうですよということで認めない、あるいはそういうことを却下するというのが大きな一つの私、問題点だろうと思っています。

ですから、私、町としては、この繰り入れを県が判断するということをやっぱりきちっと町独自のあれに任せるところの方針を打ち出せばやっぱりよかったんだろうと思いますけれども、県で判断するということに

なると次の基金繰り入れもちょっと県の方針では、財政安定化基金の運用というところを見ますと、国保財政の安定化のため、給付増や保険税収納不足による財源不足になった場合に備え、一般会計からの財源補填を行わないよう県に財政安定化基金を設置し、県及び市町村に貸し付けるとあります。ですから、町の財政自体が赤字になった場合には、ここでいう、町の、これでいくと基金からそれを補填するということではなくて、県の財政安定化基金から借りるということが書かれているんですよ。それで、すぐ次年度から返すような経過をする。ということは、その不足分は次の保険税に課税するような状況にしなければならないということになっていくわけですよ。ですから、非常にこれではますます国保税が高くなっていくという懸念があると思いますけれども、この一般会計に繰り入れと財政安定化基金については、どのようにこの県の方針を思っているんですか。

議長（金子芳継）
健康推進課長。

健康推進（佐々木里史）
課長 お答えいたします。

まず法定外繰り入れの部分についてでございますけれども、確かに運営方針案につきましては、議員おっしゃるように法定外繰り入れについてはその目的を判断するという表記になってございます。ただし、その判断するとされている部分につきましては、あくまでも保険税の負担緩和を図るためと任意給付に充てるため、それから累積赤字補填のためと記載されてございます。あくまでも保険税の負担緩和を図る目的や決算補填に繰り入れた場合には、必要に応じて助言、指導するということでも表記されておりますので、さきの6月の議会でもお話ししましたし、先ほど町長の答弁の中にもありましたように平成29年度から31年度までには基金のための財源を確保して、将来的な対応をしていきたいという考えがございます。

また、決算補填、税の負担緩和、それから決算補填のためといった場合には、県に解消計画を提示しなければならなくなります。この計画書を提示することになれば、年次的に税率を引き上げていかなければならない状況になるかと思います。このため、当面の基金の確保ということで、町が6月に承認を得ているところでございます。

それから、県の財政安定化基金の部分につきましては、貸し付けまたは交付を行うということに定められています。対象としては、収納率の減少や被保険者の総所得の減少により、収納額の低下が見込まれる場合ということでございまして、県による審査では特別な事情ということで、多数の生活に影響を与える災害があった場合、それから地域企業の破綻や主要作物の大幅下落、その他影響が多数被保険者に生じた場合は交付金という形で交付されますが、いずれも将来的には償還しなければならないということになります。ただ、交付金の場合については国、県、町が3分の1を補填するということになっておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（金子芳継）
15番。

15番（伊藤千作）

法定外繰り入れはやはり県が判断するという1項目をこれでうたってしまうと、やっぱりいろんな面で県の実情を知らなければならなくなってしまう。ですから、市町村の法定外繰り入れについては、あくまでも市町村の判断に任せるということにいかないと、なかなか法定外繰り入れは自由自在にはやれなくなっていく。まさにそれを目指しているわけだけれども、あるいは国自体が。ですから、そういう文言をやっぱりきちっと入れさせないようにやっぱり県とかに上げていかないと、これは各市町村からいろんなそういう意見が集中すれば、当然県だっから見直さなければならないということになるわけですから。ぜひやっぱり町としては、そういう意見を付して上げてやるということは都道府県化に向けて必要であったんだろうと思いますけれども、残念ながら付す意見がなかったということでは、ちょっと非常に残念なことだろうと私、思います。ぜひこの法定外繰り入れは県で判断するのではなくて、市町村の判断を尊重するということにやっぱりきちっと制度として持っていかなければいけないのではないかなと思います。

では、県の基金じゃなくて町が、課長、町の基金のことを今説明されていきましたよね。今回6月議会で国保税を大量に大幅に引き上げると同時に基金に1億円積みましたよね。そして来年、再来年5,000万円、5,000万円で計2億円基金に積み立てるという説明がありました。これは急激な保険税の値上げを抑えるというのが目的で基金に積むということでありましたよね。そうすれば、来年この財源不足というか、なった場合にこの基金から繰り入れて値上げを抑えるということは可能なんですか、このあれからいくと。

議長（金子芳継）
健康推進課長。

健康推進（佐々木里史）
課長 お答えいたします。

ことし基金に繰り入れたものをことし中に支出した場合については、今年度給付ということになります。したがって、来年度県から事業納付金という形で示されたものについて、また急激に国保税を上げることが許されるのであれば、基金は使わなくても結構なんでしょうけれども、その部分について必要であればこの基金を取り崩しながら財源の一部に充てるということを考えております。

議長（金子芳継）
15番。

15番（伊藤千作）

そうすれば平成28年度分は、この基金の部分でどのくらい法定外繰り入れをやったんですか。今の説明でいくと、基金から、この1億円の中からど

のぐらい保険税の引き上げ回避に向けた繰り入れができるということになりますか。

議長（金子芳継）
健康推進課長。

健康推進（佐々木里史）

課長 済みません。ちょっと理解できない部分がありますけれども、平成28年度分ということですか。（「今年度分」の声あり）平成29年度分ということですね。平成29年度分につきましては、基金の1億円に加えて税負担軽減分ということで別に2,000万円を6月補正しておりますので、それで税負担を一部軽減したということでご理解をお願いしたいと思います。

議長（金子芳継）
15番。

15番（伊藤千作）
そうすれば都道府県化に向けた国保税の賦課については、必要ならばこの1億2,000万円は繰り入れることができるということではないですか。

議長（金子芳継）
健康推進課長。

健康推進（佐々木里史）

課長 お答えいたします。

2,000万円の部分につきましては平成29年度分の財源としております。基金の1億円につきましては平成30年度以降の緩和のための財源ということでご理解をいただきたいと思います。

議長（金子芳継）
15番。

15番（伊藤千作）
そうすれば来年度我が三種町の国保税はどのような状況になりますか。8月31日までには第3回の試算を報告するという事になって、多分試算をしているのではないかなと思いますけれども、来年度はどのようになりそうですか。

議長（金子芳継）
健康推進課長。

健康推進（佐々木里史）

課長 お答えいたします。

8月31日に県から町長に意見交換という形で見えられました。そのときに第2回目の試算の額と、それから議員おっしゃいますように第3回目の試算ということで提示をいただきました。これは平成29年度の事業納付金と仮定した場合でございますけれども、その納付金の提示は5億488万1,000円ということになります。それで、昨日の行政報告にもありましたが、ことしの国保税の調定額が3億8,700万円余りとなっておりますので、不足額は1億1,700万円というのが現在の状況でございます。

議長（金子芳継）
15番。

15番（伊藤千作）

そうすれば今8月31日の段階での見積もりは約1億1,000万円不足だということになると、先ほどの論議からいくと保険料を上げないためには1億1,000万円を基金、あるいは繰り出せるということに、あるいは繰り出すと思っていますか。

議長（金子芳継）
健康推進課長。

健康推進（佐々木里史）

課長 現在のこのシミュレーションでの差額があった場合には、当然1,700万円ほどの不足が生じるということになるかと思いますが、多分平成30年度までの間にいろんな財源とかが国・県から来た場合、剰余金というような形で今年度の部分で繰越金が発生すれば、当然1,700万円ぐらいいも補填できるのかなと。今回9月の補正予算でございますけれども、一応予備費という形で1,000万円ほど現在はあります。いろんなことをこの後考えていかなければならない部分でありますので、どう賦課をするということはちょっと現在の段階ではお答えできない状況であります。

議長（金子芳継）
15番。

15番（伊藤千作）

そうすれば今の段階ではどうなるかまだ見当がつかないということで、前に魁新聞に出ました来年度の都道府県の運営いかんで国保税が上がるか下がるかどうなるかという試算というか予想というか、それが出ましたけれども、三種町は上がるほうに予想を立てておりました。上がる理由も述べていましたね。医療費や所得の水準が高いからというのが三種町の項目でした。これがこの先どうなるかというのはあれですけれども、いずれ小坂町が一番低くて10万1,732円、そして大潟村が31万円だから、この間3倍の開きがあるということなども報道されておりましたけれども、今までの試算の結果では、このままでいくといろんな工夫をしながらやれば上げないと、そのままいけるという可能性も当然あるわけでしょう。そのあたりはどうですか。

議長（金子芳継）
健康推進課長。

健康推進（佐々木里史）

課長 お答えいたします。

繰越金とかがある場合、これは当然上げることをしなくても対応はできそうな感じがいたします。ただ、先ほども申し上げましたように、これからの今年度の医療費の状況とか、いろいろ勘案した上でないとはっきりしたお答えは出せませんが、さきの国保運営協議会の中でも委員の方にご報告

しましたが、現在の医療費につきましては推計よりは下がっているという状況なので、このまま年度末まで行っていただければ少しの剰余金が出てくるのではないかと感じております。これも踏まえて推計という形になってまいりますので、多分12月か1月の上旬ぐらいには平成30年度の事業納付金が見えてくるものと思われます。それまでに健康推進課としてはいろんな形でシミュレーションをしていきたいと思っておりますので、どうぞご理解をお願いしたいと思います。

議長（金子芳継）
15番。

15番（伊藤千作）
そうすれば来年度の国保税についてはそのまま据え置くか、上がる可能性のほうが少ないような感じですので、ぜひ都道府県化になっても国保税が上がらないような、そういう対応をしていただきたいなと思っております。

県の方針案の中では、収納率を上げるとか、あるいはそればかりに集約していますよね。統一の税金を取り立てると言うところちょっと語弊があるかもわからないけれども、滞納者に全県一斉訪問の日をつくとか、あるいは滞納整理機構に任せる云々とか、そういうのがいっぱい出てくるんだけれどもね。そういう中でも減免とか、あるいは負担軽減の対応、対策というのはほとんど出てこないんです。今町長の答弁の中で、それは今までどおり町としてやっていくということですから、その点はきちっとやっぱり町として対応して、このような保険税の取り立てを最優先するような方針ではなくて、やっぱりきちっと町としてそれを対応していったほうがいいなと思っております。国保税は以上です。

次に、要介護者認定は、申請はやっているということでありました。それは大変いい対応になっているなと思っておりますけれども、対象者のどのぐらいの割合になっていますか。私、かなりの高い割合になっているなと思いましたが、これは何十％ぐらいの割合になっていますか。

議長（金子芳継）
福祉課長。

福祉課長（加賀谷 司）
割合まではちょっと出しておりませんが、三種町の保険者が平成29年3月で6,777名おります。そのうち対象となられる方が853名。もちろん障害者手帳をお持ちの方を除いてということになります。12.58％ぐらいになります。

以上です。

議長（金子芳継）
15番。

15番（伊藤千作）
12％ぐらいなものですか。割と高いんじゃないの。

議長（金子芳継）

福祉課長。

福祉課長（加賀谷 司）

介護保険と障害者手帳、精神保健手帳とダブる方がかなりいらっしゃると思います関係上、障害者手帳、精神保健手帳をお持ちの方は障害者控除対象認定書は税制上必要ございませんので、その方を除くと853名ということになります。

以上です。

議長（金子芳継）
15番。

15番（伊藤千作）
いろいろこの周辺あたりの市町村ではどのような割合になっているか、後で調べてもらいたいんだけど、全国ではかなりのばらつきがあるんですよね。悪いところではほとんどたった1.1％しか対象になっている人がいないとか、あるいは多いところでは66％、あるいは94.7％というところもあるんだよね。なぜこうなっているかというところ、要支援2の人も該当する人は対象にしていくということなどとか、いろんな工夫をやっていらっしゃるんですよね。これでいくと三種町の要介護1から5までで全体千二、三百人じゃなかったですか。あるいは要支援も含めればもうちょっと行くのかな。そのうちの800人だかといえ、もうちょっと割合がパーセントとしては高くなるんじゃないですか。十何％というその数字がちょっとおかしいなと思っておりますけれども。

議長（金子芳継）
福祉課長。

福祉課長（加賀谷 司）

障害者控除対象の認定率が高い低いということですが、いわゆる担当者会議等で出席した担当者の感じたところを申しますと、市町村によって障害者控除対象者認定書の発行についてはさまざまな考え方、交付の仕方があるように聞いております。大都市圏では、人口の多い、被保険者の多いところではパンフレットのみというところの市町村もあると。それと、全く対応していないという市町村もある。それと、障害手帳のあるなしにかかわらず全て対象者に交付しているという市町村もあるやに聞いておりますので、それを一概に三種町が低いとか高いとかということでの判断は、我々としてはちょっといたしかねるところでございます。まず市町村の対応して、全く対応していないところもあるということもございますので、かなりのばらつきは生じるものと考えております。

議長（金子芳継）
15番。

15番（伊藤千作）
今、障害者認定そのものをやっていないという行政区もあるんだよね、本当に。だから、こういうところというのは、やっているところに比べて、や

っぱり住民が生活するためには受けて当然のサービスが受けられないということになるわけですから、非常にやっぱりそういうところは怠慢じゃないかなと思いますし、その点、三種町は率先してやってきているから大いに評価できるなと思いますので、引き続きこれら等にも力を入れてほしいと思っています。

最後に奨学金のことですけれども、教育長は、助成制度の拡充で、今度企業に勤める方で町に帰ってくる方にこの助成を拡充していくということのようです。これは中身としてもうちちょっと詳しく説明してもらえますか。

議長（金子芳継）
教育次長。

教育次長（畠山広栄）
お答えいたします。

奨学金の種類については日本学生支援機構の第1種と第2種、それから秋田県育英会の奨学金、それから三種町の奨学金はもちろんですが、各県内市町村の奨学金を貸与した方で、平成29年4月以降からの、普通であれば10月から償還が始まりますので、その方を対象に正規雇用に限らず農林業に他の従事という方も対象にしております。

議長（金子芳継）
15番。

15番（伊藤千作）

そうすれば拡充ということでは大変いいやり方だなと思いますので、ぜひまた頑張ってもらいたいと思います。奨学金の問題は終わります。ちょっと聞き忘れましたが、もう一回国保に戻ります。

これから一つ大きな問題といいますか、懸念しなければならないことは、国保を滞納すればいずれ滞納世帯の制裁ということで、今は短期保険証とか、あるいは資格証明書の発行がちょっとやられているんですけれども、資料を見てみますと、三種町の滞納世帯数というのは平成27年度の実績では403世帯に対して短期証の交付が135世帯、そして資格証明書が10世帯とまくなっております。全県的にもかなりの短期保険証と資格証明書の発行はずっとやられてきていますけれども、これが今後都道府県化によって短期保険証の発行、あるいは資格証明書の発行がどんどんふえていくのではないかなという懸念がされます。我が三種町で、今この10世帯に資格証明書を発行しておりますけれども、これは中身としてはどういう人方なんですか。

議長（金子芳継）
税務課長。

税務課長（岡部 衛）

それでは、税務課からお答えいたします。

短期証につきましてはその年度、最終的に未納の方についてまず短期証を発行するという予告通知をします。相談、いわゆる毎月月末に納税相談をし

ますので、それでもその納税相談に来ない方、また誓約書等を書かないという方につきまして、分割でもいいですので誓約書を書いた方には短期証は発行しておりません。まずその方々に短期証を発行します。実際調査しまして、資格証につきましては、ある程度短期証で納めない方がいましたら資格証の発行の運営委員会というもので協議し、資格証を発行する、発行しないということ判断しております。

以上です。

議長（金子芳継）
15番。

15番（伊藤千作）

短期保険証の問題なんだけれども、資格証明書というものはもうまさに命にかかわる問題だと思います。資格証明書ですからもう窓口10割負担です。当然保険税を滞納しているということは納められないからそうになっている中で、病気になってもお金がないわけですから、10割負担どころじゃ行くということはなかなかできないだろうと、手おくれになってということは全国各地でもいろんな例がございます。資格証明書が発行されている方の中で、例えば病気になった場合に資格証明書じゃなくて別の保険証を発行するということができるということになっているはずですよ。これについてはどうですか。

議長（金子芳継）
税務課長。

税務課長（岡部 衛）

まず10割負担していただきますが、町に申請が来た段階で7割はもちろん戻すと、そういう申請に来ていただいております。それでさえも来ない方がいらっしゃいます。資格証の方で意外と医療費がかかって、医療機関にかかっていない方が多いです。ただ、かかっている方で、1回私が来る前に例があったそうなんですけれども、今どうしても病院にかからなければならぬので資格証ではなくて本当の保険証を発送してほしいということで、一応送りました。その方はその分税金を納めています。まずどちらにいたしましても国保税の収納率95.69%を達成するためには、ある程度は短期証、それから資格証については仕方がないことだと考えております。

それから、今質問があったほかの保険証を発行することができるというのはちょっと税務課ではわかりません。

議長（金子芳継）
15番。

15番（伊藤千作）

今あなたが答弁したんじゃないですか。資格証明書の方が病気になったので、保険証を発行してくださいということで保険証を発行したということですよ。今そのような答弁をしなかったですか。

議長（金子芳継）

税務課長。
税務課長（岡部 衛）
それは、税金を納めたからそれを送ってやったという捉え方をしていた
きたいと思います。
議長（金子芳継）
15番。
15番（伊藤千作）
それは税金を納めた人だからそれをやったということね。（「はい、そう
です」の声あり）はい。資格証明書の方が病気になって、あなたが言うお金
も当然そのとき納められない方に正規の保険証を発行するということは、病
気の方に発行するということはできるはずなんです。これは私のちょっと今
資料がないのであれですけども、あなたも調べておいてください。私もち
よっと調べておきます。そうしないとちょっともっと資格証明書を持ってい
って、病気になれば命にかかわるということになってしまうので、そういう
こともできるはずですので、そのこともちょっと調べてもらって、それで私
の質問を終わります。
議長（金子芳継）
15番、伊藤千作議員の一般質問を終わります。
先ほど1番大澤議員からの質問に対し、答弁が保留にされております。福
祉課長より答弁を求めます。福祉課長。
福祉課長（加賀谷 司）
先ほど大澤議員の質問に保留しておりました2つの件について答弁いたし
ます。
1つ目の、他と比較してということだと思いますが、全県平均と三種町と
を比較いたしますと、介護保険者認定率でございますが、全県で保険者数は
34万8,450人、認定者数が7万4,593人、認定率は21.41
%。三種町におきましては保険者数が6,777人、認定者数は1,558
人でございます。認定率は22.99%。ちなみに申しおりましたが、平
成29年3月時点でございます。認定率で約1.5%ほど高い状況となっ
ております。
次に、介護保険の利用率でございますが、全県での保険者数は同じく34
万8,450名で、受給者数は6万4,443人、受給率は18.49%で
ございます。三種町におきましては保険者数、同じく6,777人、受給者
数は1,232人、18.18%で、全県平均よりは若干少ないという状況
下でございます。
あと、境界層の該当者はいるかという質問でございますが、平成29年8
月現在はおりません。ちなみに参考までですが、平成28年度は1人おりま
した。
以上でございます。
議長（金子芳継）

大澤議員、質問ありますか。（「ないです」の声あり）
以上で一般質問を終結します。
これをもって本日の会議を閉じます。散会します。

午前11時34分 散 会